

町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

逐条解説

町田市地域福祉部障がい福祉課

はじめに

本逐条解説は、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の内容について、個別具体的に説明するものです。

条例の内容についてご理解いただくことで、障がいを理由とする差別をなくし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指していくものです。

※この逐条解説は、必要に応じて内容の見直しを行います。

※本条例における「障害」の表記については、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞を除き、「障がい」と表記しております。

前文

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分らしく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのみで乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果たすことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとりが、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくしていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条例制定の背景、理念や目的を明らかにするために設けるものです。この条例により、全ての人々が障がいについての理解を深め、差別がない社会、障壁のない社会、ともに生きられる社会を目指します。障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であることから、広く市民に条例の趣旨を理解してもらうために前文を設けました。

【差別解消に向けた法整備】

全ての人々は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。しかし、障がいがある人は差別、排除、制限をされてきた過去があり、障がいや障がいがある人に対する誤解、偏見又は理解不足から生じる差別が今なお存在しています。

2006年に、国際連合で障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択されたことを機に、障がいがある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を取り除き、障がいを理由とした差別をなくし、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになりました。

日本国内においても、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定等、法整備を進め、2014年に障害者権利条約を批准するに至りました。さらに、同条約批准後は、「障害者差別解消法」の改正や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されたことで、障がいがある人もない人も共に支え合って暮らしていくことのできるまちづくりを、今まで以上に目指す必要があります。

【条例制定前の町田市取組】

町田市は1968年に「日本聾話学校」、1974年に「都立町田養護学校（現町田の丘学園）」が開校し、町田美術工芸館や大賀藕絲館などの福祉作業所、町田リス園やダリア園などの観光施設や公共施設内の売店、レストランなどの障がい者が学ぶ場、働く場を整備して、市民が障がいがある人と関わる機会をもてる環境を設け、障がいへの理解を促進してきました。

国内外の法整備の流れと連動して、1998年の町田市障がい者計画策定時に「いのちの価値に優劣はない」という基本理念を掲げ、取組を行ってきました。その取組をさらに進め、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」のもとバリアフリーを推進し、障がいがある人の外出や社会参加の機会拡大を図りました。また、パラバトミントンのインドネシア代表が町田市で合宿を行ったことをきっかけに、2019年4月にはインドネシアのホストタウン登録を行い、2020年に国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けました。

【条例に込められた想い】

町田市も含め、世の中には依然として多くの障がいがある人やその家族が、店などの対応、医療機関、教育・育児、交通機関など様々な場面で、障がいに対する誤解や偏見による不当な差別的取り扱いを受け、障がいがある人の権利が侵害されている状態があります。これらの障がいがある人が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、社会的障壁を取り除くことは社会全体の責任です。さらに、多様性が認められ、様々な人が地域でともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。

障がいがある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、事業者、市民等など全ての者が連携し、障がいを理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。

【共生社会の実現を目指して】

障がいを理由とした差別を受けることのない社会、障がいがある人の生活を制限しているあらゆる障壁・困難が取り除かれ、安心して豊かな生活が送れる社会、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について必要な事項を定めることにより、全ての人々が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例をつくった目的を規定します。これは、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものです。

市、事業者及び市民等の責務を定めるとともに、障がい者の役割についても明記します。障がいを理由とする差別を無くすこと、共生社会の実現を一層すすめていくことを条例の目的としています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【解説】

第2条では、この条例で使う用語について、その意味を明確にし、人によって解釈の仕方に違いが生じないように規定します。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【解説】

「障がい者」の定義は、障害者基本法及び障害者差別解消法の定義に合わせて規定

しています。「その他心身の機能の障がい」には難病に起因する障がいも含まれています。障害者手帳を持っているかどうかに関わらず、この定義に当てはまる人が対象になります。

なお、市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

<参考>

■ 障害者権利条約

(目的)

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

■ 障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■ 障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知

的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

(2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。

【解説】

「障がい者等」に含まれる、障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者は、障がい者本人による意思の表明が難しい場合に支援する人たちです。「その他の関係者」とは、障がい者の後見人や保佐人、障がい者を支援する相談支援事業者や福祉事業者、障がい者の友人や同僚などのように、日常生活又は社会生活において当該障がい者とかわりのある者のほか、事業者も含まれています。

(3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【解説】

「社会的障壁」とは、障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念等を指します。これは、障害者差別解消法の規定と同じ趣旨になります。

「社会的障壁」となる事物、制度、慣行、観念とは具体的には次のような場合です。

○事物

通行や利用がしにくい施設、設備等

(例)・道路や建物内にある段差。

・扉の開閉や通路の幅が狭く車いすで利用しにくい等。

○制度

利用しにくい制度

(例)・入学試験や資格試験などで、障がいを理由に受験を制限する。

・障がいがあると加入できない会員規約等。

○慣行

障がい者の存在を意識していない慣習や文化等

(例)・音声のみのアナウンス。(聴覚障がい者の存在を意識していない)

・タッチパネルのみの操作盤。(視覚障がい者の存在を意識していない)

○観念

障がい者への偏見、障がいに対する無理解・無意識による差別等

(例)・障がい者を奇異な目で見たり、こわい、かわいそうな存在と決めつける。

・大人の知的障がい者に、子どもに対するような言動で対応する等。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

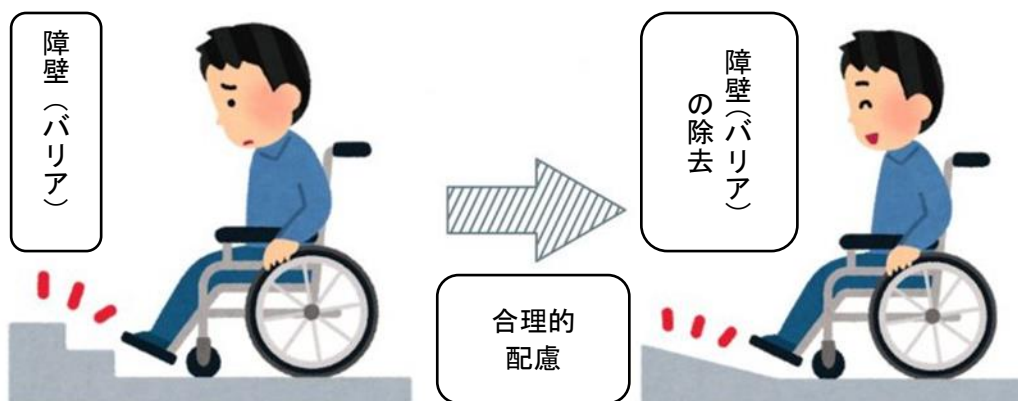
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。

【解説】

「障害の社会モデル」とは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向きあうことによって発生するという考え方です。そのため障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

障がいを個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える「医学モデル」の考え方もありますが、「障害者権利条約」、「障害者基本法」では「社会モデル」の考え方へと変化しています。



<参考>

■ 東京都差別解消条例

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ～ 四 (略)

五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害の

みに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(5) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。

【解説】

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいがない人と異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いといいます。

「正当な理由」にあたるのは、客観的に正当な目的（安全の確保、財産の保全、事務又は事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）に照らしてやむを得ないと言える場合です。第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」があることが必要です。障がいを理由として異なる取扱いをすることは原則として認められないため、「正当な理由」があると言える場合は極めて限定的な場合に限られます。このため、本当に客観的に見て正当な目的があり、その目的に照らしてやむを得ないといえるのかどうかを慎重に判断する必要があります。正当な理由がある場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要があります。

(6) 合理的な配慮 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

【解説】

「合理的な配慮」は障害の社会モデルの考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

「過重な負担」については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、代替手段の話し合いを行うことが求められます。

- 事務・事業への影響の程度
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

<参考>

■ 障害者差別解消法

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(7) 障がいを理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。

【解説】

「障がいを理由とする差別」とは、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」が差別にあたると解されています。この条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」を差別と定義します。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

【解説】

「市民等」とは、市内在住、在勤、在学者に町田市を訪れる者を含めて市民等と定義するものです。市内での障がい者への差別は、市民だけでなく市外から来られる方にも起こる可能性があります。市内に観光や買い物等で市外から訪れる来訪者も市民等の定義に含めるものです。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル（以下「障害の社会モデル等」という。）に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。
- (3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

【解説】

第3条では、障がいを理由とする差別をなくすため、この条例全体に共通する考え方や視点を規定します。

前文にある「年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会」を実現するための考え方を示しています。

(1) では、全ての障がい者が、差別を受けることなく、地域で自立して生活したり、社会参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されることを規定しています。

(2) では、障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。そのため、障害の社会モデル等について知ること、理解を深めることが差別解消に繋がります。差別解消と理解啓発は相互に関連していて、双方に関する取組は一体的に行われる必要があることを規定しています。

(3) では、障がいがある人もない人もお互いにその多様性を認め、関わり合い、協力することによって、差別が解消され、第1条で目的として掲げている「共生社会の実現に寄与すること」を目指すことを規定しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者を理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。
- 3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を行わなければならない。

【解説】

第4条では、市の責務について規定します。

市の基本的な責務として、障がい者差別解消のための施策を実施すること、相談及び紛争解決のための体制整備を図ること、事業者及び市民等に対する理解啓発を行うこと、市職員が障害の社会モデル等について理解を深めるための取組を行うことを規定するものです。相談及び紛争解決のための体制整備についての具体的な規定は、第10条（相談等）以降に規定しています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- (3) 市が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- (4) 従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

【解説】

第5条では、事業者の責務を規定します。

事業者の基本的な責務として、障害の社会モデル等について理解を深めること、障がい者差別解消の推進に取り組むこと、市が実施する障がい者差別解消のための施策に協力すること、従業員に対して障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ることを規定しています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。※

※障害者差別解消法では2024年4月1日から事業者の合理的な配慮が努力義務を義務とする改正法が施行されます。（「合理的な配慮をするように努めなければならない。」→「合理的な配慮をしなければならない。」）

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。

(2) 市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

【解説】

第6条では、市民等の責務について規定します。

市民アンケート（「町田ちょこっとアンケート」2023年5月実施）では障がい者が身近にいない市民の約9割が、障害者差別解消法について内容を知らないと回答しています。

障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。障がいを理由とする差別をなくすためには、障害の社会モデル等について、市民等が自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、市民等の責務を規定しています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(障がい者等の役割)

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、障がい者等の役割について規定します。

町田市では「全ての人々が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。」を条例の目的としています。

障がいがある人もない人も、それぞれの立場を理解し、現状をより良くするためにお互いに歩み寄って前向きに協力していくことが必要です。そのため、障がい者および支援者が発信することを重要な役割としています。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

【解説】

第8条では、差別の禁止について定めたもので、障害者基本法第4条第1項と同趣旨の規定です。

障がい者に対する不当な差別的取扱いを、全ての人に禁止することを規定します。不当な差別的取扱いの例は以下のとおりです。

(例)

- 障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする。
- 障がいがあることを理由に受験や入学を拒否する。
- 障がいがあることを理由に乗車を拒否する。
- 障がい者向けの物件はない、と言って対応しない。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れての入店を拒否する。

<参考>

■ 障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (2) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (4) 重要な財産の契約を行う場合
- (5) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (6) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合
- (7) 医療、介護又はリハビリテーションを提供する場合
- (8) 福祉サービスを提供する場合
- (9) 教育を行う場合
- (10) 保育を行う場合
- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
- (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
- (13) 選挙を行う場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合

2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めなければならない。

【解説】

第9条では、市及び事業者に対して、障がい者への合理的な配慮を義務付ける規定です。障害者基本法第4条第2項と同趣旨の規定です。

第1項では、障がい者やその家族等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、市と事業者は合理的な配慮をする義務があります。

合理的な配慮の内容については、個々の事例によって個別かつ具体的な内容になることが想定され、技術の進歩や社会情勢の変化に応じて変わり得るものです。各場面で想定される合理的な配慮は以下のとおりです。

(1)	<p>障がい者が意思の疎通を図ること、必要な情報にアクセスできることは、障がい者の生活に必要不可欠です。障がいのない人と同じように情報のやり取りが保障されるためには、発信と受信で障がいの特性に応じた配慮をしていくことと、また技術の進歩を取り入れていくことも重要です。</p> <p>(例) ・障がい者向けのガイドブックに音声版や点字版、ホームページからもダウンロードできるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演の際に講演内容の文字通訳が表示されるモニターの設置や、手話通訳者を配置する。 ・盲ろう者が会議に出席した際に通訳・介助者が盲ろう者と意思疎通しやすい座席の確保を行い、通訳・介助者用の資料も準備する。
(2)	<p>不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む）とは、市役所・公園・道路・図書館・学校（災害時の指定避難所を含む）等のほか、鉄道・バス・タクシーなどの車両等、駅やバス停等の交通施設、病院・店舗・劇場・集会場等の不特定多数の人の利用に供する施設をいいます。</p> <p>(例) ・車いす用の利用に対する配慮（スロープや手すりの設置、受付を車いすに合わせた高さにする）をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字情報以外の案内方法（音声、点字、手話）を用意する。 ・コミュニケーション支援ボードを活用して意思の疎通を図る。
(3)	<p>商業施設や店舗、飲食店や遊戯施設等での商品の販売やサービスの提供全般を指しています。</p> <p>(例) ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）などコミュニケーションにおいて工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注文や問い合わせ等の際し、インターネット（文字）によるものだけでなく電話（音声）等でも対応できるようにする。
(4)	<p>不動産・動産取引など重要な契約を行う場合に、障がい者本人の希望に沿って契約を行うことが必要です。</p> <p>(例) ・住居の賃貸借契約時の要望などを自分で説明することが難しい人のため、必要に応じて介助者や手話通訳者から説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書などで自筆が難しい人のため、代筆についてのどのように対応するかマニュアルを定める。
(5)	<p>雇用者は障がい者の雇用や労働環境に対して配慮が必要です。また障がい者が就労し働き続けるためには相談支援の継続が必要です。</p> <p>(例) ・個々の障がいに応じて労働環境や労働条件を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接時に、就労支援機関の職員の同席を認める。
(7)	<p>病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションなどの医療、健康診査、予防接種などを指しています。</p> <p>介護には、訪問介護、通所介護、介護老人保健施設などの介護保険サービスも含まれます。</p> <p>(例) ・聴覚障がい者が受診した際に筆談で対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できるスペースを用意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・女性障がい者の妊娠出産時に、本人の意思を尊重し、適切な支援を行う。
(8)	<p>福祉サービスには、障害福祉サービスや児童福祉サービス等、全ての福祉サービスを含みます。</p> <p>(例) ・障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、申出に応じてルール、慣行を柔軟に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内放送を文字化（電光掲示板等で表示）する。
(9)	<p>教育には小中学校、高校等のほか、幼稚園を含みます。障がいのある子どもの年齢や特性に応じ、その特性を踏まえた教育・療育・保育が受けられるようにするための支援を行う必要があります。</p>
(10)	<p>(例) ・発達障がいにより掲示物が視界にあると集中できない生徒に対応するため、掲示スペースを教室の後ろ側へ移設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学試験において、本来の目的を損ねない範囲で別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。
(11)	<p>災害時には障がい者でない者と異なる配慮を必要とする場面があることに注意が必要です。</p> <p>(例) ・警報サイレンと連動して視覚で認識できる警報補助装置を部屋に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所で配給を行う際に、長時間並ぶことが障がいを理由に難しい場合は別途配給を行うようにする。 ・電車やバスが事故で止まったり、遅れたりしたときに、パニックにならないような、状況が理解できる丁寧なアナウンスや文字情報での情報発信を心掛ける。
(12)	<p>文化、スポーツ又は芸術のような余暇の活動が保障されることは、障がいの有無にかかわらず、充実した生活を送るために必要です。</p> <p>(例) ・盲ろう者が一人でスポーツジムを利用する際にスタッフが施設内の案内誘導をするようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館で視覚障がい者に向けてボランティアによる対面朗読のサービスを行う。
(13)	<p>選挙権は憲法で保障された権利のため、障がいの特性に関わらず誰もが選挙に参加できるような支援が必要です。</p> <p>(例) ・視覚障がい者用に選挙公報の音声CD版を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより自身で記入することが難しいので投票所の係員が本人に意思確認のうえで代理記入する。

第2項では、市民等に対して社会的障壁の除去および合理的な配慮を努力義務としています。市民一人ひとりが障がいや障がい者への理解を深め、誰もが身近な地域で支え合いながら、社会的障壁の除去および合理的な配慮をすることで、障がいを理由とした差別を受けることのない共生社会の実現につながります。直ちに合理的な配慮が行えない場合には、当事者双方が建設的な対話を通じて柔軟に対応することが求められます。

(相談等)

- 第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関（以下「委託相談機関」という。）に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。
- 2 委託相談機関は、差別相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。
- 3 市は、差別相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 相談者に対する情報の提供
- (2) 当該差別相談の関係者間の調整
- (3) 相談者に対する関係行政機関の紹介
- 4 差別相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う調査及び調整に協力しなければならない。

【解説】

第10条では、市が実施する障がいを理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）について規定します。障がい者差別に関わる相談を広く受け付け、第13条に規定する助言又はあっせんによる紛争解決の前に、相互理解に基づく建設的な対話等での調整を図ります。建設的な対話等によって解決に至らない場合は、第11条に規定する助言又はあっせんの申立てをすることができます。

第1項では、本条に基づく差別に関する相談（差別を受けた、差別の疑いのある事案を発見したときなど）を「差別相談」と言い、市又は市が委託する相談機関等（以下「委託相談機関等」という。）が窓口となって、差別相談を受けることを規定しています。委託相談機関等は市内の障がい者支援センターを想定しています。

第2項では、差別相談を受けた委託相談機関等は、速やかに相談内容を市に報告するものと規定しています。

第3項では、市が、差別相談を受けた際、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて(1)から(3)の事項を行うものとして規定しています。

第4項では、差別相談に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならないことを規定しています。

「相談者に対する情報の提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、差別相談を行った者に対して、相談内容の解決のために情報提供を行うことです。

「当該差別相談の関係者間の調整」とは、相談内容によっては、差別相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、差別相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを規定しています。

「相談者に対する関係行政機関の紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を紹介することを規定しています。法律相談や訴訟手続に関する事項については、市が行う法律相談や、日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）等を紹介することもあります。（法テラスとは、国民がどこでも法的トラブル

の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された機関のことで。）

「正当な理由がある場合」とは、法律上又は契約上の守秘義務や、災害、入院、長期不在など、法的あるいは物理的に事実確認の対応や市の助言等を受けることができないような場合を指します。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者（以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。）は、当該障がい者に対する障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から起算して3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

(4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

(5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）第9条の規定による東京都知事に対するあっせんの求めがなされているとき。

(6) 申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

【解説】

第11条では、差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）解決するために必要な助言又はあっせんについて規定します。

なお、第10条に規定する差別相談を経ずに助言又はあっせんの申立ての手続きをすることも可能ですが、基本的には、差別相談として調整しても解決に至らなかった場合に、本条の申立ての手続きに進むことを想定しています。

第1項では、差別に該当すると思われる事案を「対象事案」と言い、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができることを規定します。申立てができる対象事案は、町田市の区域内で発生した障がいを理由とする差別に関する事案です。申立てができる障がい者は、市内在住・在勤・在学者に限らず、買い物や観光等で町田市を訪れる人を含みます。

助言又はあっせんについて、障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、申立てをすることができることを定めています。ただし、明らかに当該障がい者の意思に反するものである場合には認められません。

なお、第10条に規定した「差別相談」と異なり、「あっせんの申立て」は、第14条第2項に規定した「公表」という不利益処分につながる手続きであるため、申立てのできる者を障がい者本人のほか、「その他障がい者を現に保護する者」としています。「その他障がい者を現に保護する者」とは、知的障害者福祉法の知的障害者相談員の規定に合わせて、成年後見人や保佐人等、障がい者の日常生活において外出や各種手続き、相談等の支援を行っている者を指します。

第2項では(1)から(7)のいずれかに該当する場合においては、申立てをすることはできない事項を明示しています。

<参考>

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、申立てをした者（あるいは差別をしたとされる者）に、第三者の立場から解決策を提示することを指します。

「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、市長が申立てをした者と差別をしたとされる者の間に入り、第三者の立場から双方に解決案を提示することを指します。

「家族等」とは、後見人や保護者、障がい者を支援する相談支援事業者や通所施設等の福祉事業者等を指します。

■ 知的障害者福祉法

(知的障害者相談員)

第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

■ 民法

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

(事実の調査)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、対象事案に係る事実について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

【解説】

第12条では、対象事案の調査について規定します。調査に当たっては十分な聞き取りを行うとともに、対象事案の関係者に対しても調査に協力することを求めています。

第10条に基づき、市は、差別相談を受けた際も事実の確認又は調査を行うことを規定しています。助言又はあっせんにあたり、更に調査が必要な場合や、差別相談を経ずに申立てがある場合を想定し、第11条の申立てがあった際にも事実の調査ができるよう規定しています。

<参考>

「調査」とは、相手方の協力に基づき、事情を聞いたり、状況を確認したりするなど、町田市障がい者差別解消調整委員会が意見を出すために必要な情報を収集する活動のことです。「調査」には、無断で住居に立ち入る活動や、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれません。

(助言又はあっせん)

第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあったときは、第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否及び内容について諮問するものとする。

2 町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんの適否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象事案の関係者（次項において「申立関係者」という。）に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

【解説】

第13条では、対象事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを行うことについて規定します。

第1項では、市長は、助言又はあっせんの申立てがあったとき、助言又はあっせんが必要かどうか、また、助言又はあっせんの内容について、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることを規定しています。

第2項では、委員会は前項で規定されている内容を協議するにあたって、対象事案について詳しい情報が必要であると認められるときは、関係者に対して、委員会へ出席し、説明をしてもらい、意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

第3項では、市長は、委員会の意見を尊重した上で、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うことを規定しています。

（勧告及び公表）

第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者（事業者に限る。次項において同じ。）が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

第14条では、勧告及び公表の仕組みを規定します。

市長は、対象事案に関係する者が正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、勧告することができます。正当な理由なくその勧告にも従わない場合、市長は、事業者に限りその旨を公表することができます。公表する内容は、勧告を受けた者の名称、所在地、勧告の内容です。

市長は公表を行う場合、あらかじめ勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えなければなりません。

<参考>

■ 障害者差別解消法

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法第八条は、事業者における障害を理由とする差別の禁止について規定しています。

(委員会の設置)

第15条 障がい者理由とする差別の解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 障がい者及び家族等 2人以内

(3) 事業者の代表 2人以内

(4) 福祉関係団体の代表 1人

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

10 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

【解説】

第15条では、委員会の組織及び運営について必要な事項を規定します。

第1項では、委員会は、第13条第1項に基づき、助言又はあっせんに関して市長から意見を求められる役割をもっていることから、地方自治法第138条の4第3項に基づく、市長の附属機関として位置付けます。

第2項では、委員会は第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを規定しています。

第3項では、委員会の委員は、(1) 障がいの分野に学識がありそれに基づいて意見を述べることができる者、(2) 第11条第1項に規定する家族等、(3) 事業者に所属し、事業者の代表として意見を述べるすることができる者、(4) 福祉関係団体に所属し、障がい者当事者又は障がい支援者であり団体の代表として意見を述べるることができる者で構成されることを規定しています。なお、ここでいう代表とは理事者という意味ではなく、団体から推薦をされるなどして選ばれた者です。

第4項から第10項までは委員の任期、再任、委員長、臨時委員の任期について規定しています。

第11項では、委員会の委員が、職務上知り得た秘密を漏らしたり、不当な目的に利用したりすることを禁止しています。委員退任後も同じ扱いとします。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 (略)

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4以降 (略)

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

■ 地方自治法

第百三十八条の四 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第16条では、条例施行に当たり、各条文に基づいた手続きの様式（書式）は施行規則等を別途定めて運用することを規定します。

様式（書式）については市のホームページに掲載する予定です。